



ページ番号

1008427

磐田市みんなが主役のまちづくり 条例制定に向けて

(磐田市協働のまちづくり推進条例の改正)

自治デザイン課
(本庁舎 2階)

☎0538-37-4811

FAX 0538-32-2353

誰もが、まちづくりに参加できることを目指して

市では「自らのまちは、自らの手でつく
る」という意識を持ち「まちづくりは人づ
くり」という考えのもと、令和2年に
「(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条
例策定検討委員会」を設置しました。

委員会では「市民自治によるまちづく
り」の基本的な考えを定める条例の制定に
向けて検討を行っています。

条例制定の経緯

地域には交流センターを活動拠点とする
地域づくり協議会が置かれ、地域の課題解
決や、役員の負担軽減に取り組み体制づく
りが進められています。しかし、人口減少
や少子高齢化などが進む中で、時代の変化
に対応しきれないケースも増えてきていま
す。

このような現状に柔軟に対応するために
は、一人一人が主体的にまちづくりに参加
することや、まちづくりに関わる人材の確
保、育成が必要となります。

新たな条例のポイント

平成21年度に施行された「磐田市協
働のまちづくり推進条例」は、協働に関
する基本的な考え方を明確にし、広く共
有することで、より良い地域社会を目指
した条例でした。

新たな条例は、一人一人の自主的
で自立した意識がさらに進むような名称に
変更するとともに、地域づくり協議会と
自治会の定義や役割を明確にします。ま
た、基本理念に市民が「まちづくりに主
体的に参加すること」などを追加します。



▲(仮称)磐田市協働のまちづくり
基本条例策定検討委員会の様子

条例制定に向けての取り組み

ワークショップの開催

幅広い世代にまちづくりへの思いや仕組
みを理解していただくため、中学生以上の
方を対象とした「いわたまちづくりワー
クショップ」を7月から3回開催しました。

ワークショップでは基本条例の内容をは
じめ、条例の意義を知ってもらい、市民が
まちづくりに参加できる仕組みなどを考え
ていただきました。参加者からは、これか
らの地域活動や市民活動の在り方などにつ
いて、多くの意見が出されました。



▲いわたまちづくりワークショップの様子

条例案の説明会を開催

市、条例策定検討委員会および市民活動
センターが、条例案についての説明を行
います。

とき

12月2日(土) 午後2時～3時30分

ところ

ワークピア磐田 多目的ホール

参加費

無料 ※申込不要、直接会場へ

条例案に対するパブリックコメント
を募集します

募集期間

12月1日(金)～31日(日)

条例案閲覧場所

市ホームページ、自治デザイン課および
各交流センター

※市役所および各交流センターでの閱
覧は、開庁日の午前8時30分～午後
5時

対象

市内に在住、通学、通勤、または市内
で活動する方

提出方法

意見書(様式は自由)に意見、氏名、
住所、年齢、電話番号、Eメールアドレス
レス(ある方)を記入の上、直接また
は郵送、FAX、電子申請で自治デザ
イン課(〒438-18650 国府
台3-1)へ

提出期限

直接提出は12月28日(木)午後5時まで、
郵送は12月31日(日)付けの消印有効。



▲電子申請

提出されたご意見を踏まえて、条例策
定委員会にて条例案が再検討され、今年
度中には、市へ最終案が提出される予定
です。



冬の いわた節電促進 キャンペーン

節電して賞品をゲットしよう！

環境課
(西庁舎1階)

☎ 0538-37-4874

FAX 0538-37-5565

- 節電に取り組もう！**
わたしたちの暮らしから排出される二酸化炭素を削減するため、夏季に続き、冬季も家庭における節電を促進するキャンペーンを実施します。節電を達成した家庭のうち、各月抽選で30人に賞品をプレゼントします。
- 対象**
前年と比べ電気使用量を減らすことができた家庭
- 節電対象月**
12月分・2月分
- 申込期間**
各対象月の翌月10日まで
- 賞品**
LINE Pay 残高2,000円

申請手順 (LINE)

申請に必要なもの

・LINEが使用できる端末

※市公式LINEとLINE Payの登録が必要です

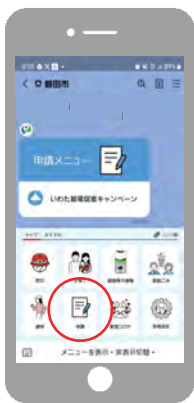


▲市公式LINE友だち登録

・対象年と前年の電気使用量がわかるもの (検針票・管理画面の画像など)

申請手順

①磐田市公式LINEの申請メニュー「節電促進キャンペーン」をタップ



②案内に従い「LINE Pay ナンバー」「住所」「対象月」「電気使用量」などを入力

③電気使用量が分かる画像を添付

※電気使用量が分からない場合は、契約している小売電気業者か中部電力パワーグリッド(株)磐田営業所 (☎36-9634)へ確認してください

夏季のキャンペーン結果報告

夏のいわた節電促進キャンペーンにつきまして、皆さんから多数の申請をいただきありがとうございました。申請者数、電気使用量・電気料金・二酸化炭素 (CO₂) 削減の結果は以下のとおりです。

申請者数 7月分 93名 8月分 67名 9月分 48名

総削減量

16,539kwh



電気料金削減量

約59万円



電気使用量削減量

約47世帯分



CO₂ 排出削減量

7,161kg-CO₂





避難行動要支援者名簿

に登録しませんか

福祉課
(iプラザ3階)☎ 0538-37-4814
FAX 0538-36-1635

一人でも多くの方が安心・安全に避難できるために

災害時に「自ら避難することが困難で、支援を要する在宅の方」を、「避難行動要支援者」といいます。市では、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員などと協力して地域の助け合いによる災害時の避難支援体制づくりを整備しています。「避難行動要支援者名簿」に登録することで、災害時に地域の方からの支援を受けやすくなります。避難行動要支援者に当てはまる方、または避難支援が必要な方は、避難行動要支援者名簿に登録してください。

名簿登録の流れ

市から通知発送

支援が必要と思われる方（介護認定者や障害手帳所有者など）のうち、まだ名簿に登録されていない方へ市から順次意向調査の通知を発送します。同封のパンフレットをご一読いただき、登録を希望される方は、同意書の提出をお願いします。



通知が届いたら

次のすべての項目に当てはまり、登録を希望する方は同意書を市へ提出

- 福祉施設（老人ホーム・グループホーム）に入所していない
- 自分の力だけで避難することはむずかしい
- 避難を支援してくれる人（家族や親族など）が近くにいない



避難行動要支援者名簿に登録

市から自治会、自主防災会に名簿情報を提供しますので、避難方法や必要な支援、連絡方法などを相談しながら「個別避難計画」を作成しましょう。必要に応じて民生委員・児童委員も計画作成を支援します。



災害発生時

「個別避難計画」に基づいた避難支援を受けることが期待できます。



Q & A

- Q** 通知はいつ届きますか？
A 避難行動要支援者の対象となる方には、市から順次発送します。初回は今年の12月を予定しています。
- Q** 通知が届かない人は、避難行動要支援者名簿に登録できませんか？
A 通知が届かなくても、同意書を市へ提出していただければ避難行動要支援者名簿に登録できます。
- Q** すでに登録していますが、改めて同意書を提出した方がいいですか？
A 抹消届を提出しない限り、引き続き名簿に登録されますので、改めて同意書を提出する必要はありません。
- Q** 避難支援は必ず受けることができますか？
A 災害時は、支援する方も被災者となる可能性があります。避難行動要支援者名簿への登録は、避難支援を保障するものではありません。

ユニフォームが新しくなりました

磐田市チームのユニフォームが新しくサックスブルーになりました。
磐田市チームのゼッケンナンバーは「22」です。



監督のコメント

ふるさとの誇りをもって、チームのみんなと力を合わせて、力一杯頑張ります。応援よろしくお願いします。



いとうゆうこ
伊藤裕子 監督
子育て支援センター
ふわっと



うるいばたのりかず
漆畑詔一 コーチ
天竜厚生会

静岡県市町対抗駅伝競争大会が、今年も開催されます。第24回大会となる今回は、12月2日(土)午前10時に静岡県庁前をスタートします。
昨年は市の部13位という成績を収めました。選手個々の努力とチームワークで昨年より1つでも上の順位、1秒でも早いタイムを目指します。

磐田市の代表をみんなでも応援しよう！

ページ番号
1008318

第24回 静岡県市町対抗 駅伝競争大会

スポーツのまち推進課
(本庁舎2階)

☎ 0538-37-4832

FAX 0538-37-5034

磐田市チーム登録選手紹介

※令和5年11月1日時点



ひらのくずお
平野空哉
豊田南小6年



うるいばたのりかず
氏原脩斗
豊田東小6年



やましだせいか
山岸晴河
東部小6年



なかむらみり
中村美莉
豊岡南小6年



むらまつあゆむ
村松歩咲
青城小6年



ほんまゆうすけ
本間遥裕
豊田南中2年



いさべけんじ
磯部健吾
神明中3年



はかたまみ
袴田真由
向陽中3年



なかむらななみ
中村菜々美
豊岡中2年



みやけあいな
三宅彩也音
豊田中1年



すずきかい
鈴木海登
浜松開誠館高2年



みやぎかなた
宮城寛太
袋井特別支援学校
高等部1年



いまいかずま
今井和真
磐田農業高3年



ろまのすきー
ロマノスキー 終
浜松西高1年



なかむらかな
中村環菜
磐田南高2年



ながいかつき
永井克樹
城西大1年



すぎうらなほし
杉浦直
磐田市スポーツ協会



かわいゆりな
川井唯吏奈
静岡大3年



すずきはな
鈴木巴菜
磐田市立総合病院



すずききよし
鈴木清志
浜松ホトニクス



いこまゆういち
生駒裕一
ALSOK



ページ番号
1008954

地域防災訓練に

参加しましょう

危機管理課
(防災センター2階)

☎0538-37-2116
FAX 0538-32-0177

大規模地震を想定した訓練です

12月3日(日)は地域防災の日です

地域防災訓練では、大規模地震を想定し、自主防災会初動訓練と避難所運営訓練が行われます。

自主防災会初動訓練では、各自主防災会で安否確認訓練や情報伝達訓練などが予定されています。

発災時には、黄色のタオルや救護不要カードなどを玄関に掲げて「私は無事です」と、自ら発信することが大切になります。



▲黄色いタオル

災害時に玄関先へ掲げることで、地域の方に世帯の無事を知らせ、素早い安否確認につなげます



▲受付・名簿作成



▲炊き出し訓練

※市公式LINEを登録して、防災情報を入手しましょう。防災メニューにある「避難所検索」では、近くの避難所を検索することができます。



▲市公式LINE友だち登録

避難所運営訓練では、各避難所で避難者の受け付けや避難所利用者名簿の作成など、避難生活に必要な訓練を企画し、実施します。

さまざまな立場の方が参画することで誰もが安心して過ごせる避難所運営につながります。

積極的に地域防災訓練へ参加し、大規模災害に地域の皆さんで備えましょう。

ページ番号
1001216

災害時の応急手当

一人でも多くの命を救うために

命を守るために

大規模災害が発生すると多くの負傷者が発生し、医療救護所での治療に時間を要する可能性があります。自分や家族の命を守るために応急処置ができるように、応急手当用品の準備、手当て方法を学びなど、備えをしましょう。

医療救護所とは

負傷者の重症度と緊急度を判定し、搬送や治療の優先順位をつけ、応急処置、病院への搬送の手配などの役割を担う場所です。地域の医療機関も被害を受けて機能しなくなった場合、被害が大きく負傷者が大きい地域から順次開設します。

- 磐田第一中学校 ● 神明中学校
- 向陽中学校 ● 磐田南小学校
- 磐田北小学校 ● 福田小学校
- 福田健康福祉会館(リフレU)
- 豊田北部小学校・豊田中学校
- 豊田南中学校 ● 竜洋中学校
- 豊岡中学校



▲ラップを使った応急手当

- ラップを使った傷の手当て方法
- ①傷口を水道水で洗い流す
※ペットボトルの水やお茶でも可
 - ②水を拭き取る
 - ③傷口にラップを貼る
※ワセリンを塗ると痛みが和らぎます
 - ④3カ所をテープで留める
 - ⑤傷口は毎日洗い、ラップを交換する
- ラップはこの他にもスポンジやロープの代わりに使用することもできますので、災害に備えて用意しておきましょう。

健康増進課
(iプラザ3階)

☎0538-37-2013
FAX 0538-35-4586

すべての人に

心のバリアフリーを

12月3日～9日は障害者週間です

福祉課
(i プラザ 3 階)

☎0538-37-4919
FAX 0538-36-1635

障害者週間は、多くの方が「障がい者の福祉」について興味を持ち、理解を深めるとともに、障がいのある方がさまざまな活動へ参加する意欲を高めることを目的としています。

生まれつき障がいのある方や、病気や事故により障がいが残ってしまう方がいます。身近な障がい者のことを知り、障がいがある人もない人も理解し合い、互いに住みよい地域をつくりましょう。

市では、障害者週間に合わせて次のイベントを開催します。

第8回 いわたぬくまるマーケット

みんなで軽トラ市いわた☆駅前菜市の特設コーナーに福祉事業所や福祉団体が出展します。

とき 12月10日(日) 午前9時～正午

ところ シュロロード(のだ歯科医院前)



▲令和4年度の
手話体験の様子

第43回 磐田ふれあい作品展

障がいのある方が制作した絵画や書道、工芸、写真などを展示します

とき

①11月29日(水)～12月3日(日)
②12月6日(水)～12月10日(日)
水～金曜日は午前9時～午後6時まで
土・日曜日は午前9時～午後5時まで

ところ

中央図書館1階展示室



▲令和4年度の作品

ページ番号
1008795

12月4日～10日は

「人権週間」です

人権について正しく理解しましょう

福祉課
(i プラザ 3 階)

☎0538-37-4814
FAX 0538-36-1635

国際連合は1948年(昭和23年)12月10日の第3回総会で、「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「人権デー」と決めました。

日本では12月4日～10日を「人権週間」と定め、全国的にさまざまな人権尊重思想の啓発活動を行っています。

人権とは

誰もが生まれながらにして幸せに、自分らしく生きていくための権利です。高齢者、障がいのある人、性的少数者など、誰もが幸せに暮らせる社会を実現するために、私たち一人一人が人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持ち、行動することが大切です。

人権擁護委員が活躍しています

人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。全国

の市町村に約1万4千人が配置され、法務局や自治体と連携し人権に関するさまざまな活動を行っています。

磐田市の人権擁護委員の活動紹介

相談

・人権身の上相談(原則、毎月第1木曜日)
※詳しくは21ページをご覧ください

活動内容

- ・小中学校や交流センターなどに出向いての「人権教室」
- ・ジュビロ磐田と連携した啓発
- ・人権作品コンテスト



▲ジュビロ磐田と連携した啓発



▲学校での人権教育



ページ番号
1009075

犯罪被害を受けた方が 平穏な生活に戻るために

市民相談センター
(本庁舎1階)
☎0538-37-4746
FAX 0538-39-2262

犯罪被害を受けた方を、社会全体で支えましょう

犯罪被害を受けた方は、生命を奪われる、最愛の家族を失う、心身に傷を負うだけでなく、周囲の理解不足やうわさ話、誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがあります。

誰もが安心して生活できる磐田市の実現のためには、犯罪の予防はもちろん、犯罪の被害を受けた方に対する適切な支援と人権を尊重した対応が必要です。

このため、被害を受けた方が今まで通りの平穏な生活に戻れるよう、社会全体で支えることを目的に犯罪被害者などを支援します。

二次被害とは

被害を受けたことを人に知られる（取材など）によるプライバシー侵害を含む（）と差別や偏見の対象となる、といった事実や本人の思い込みにより対人関係を

遮断することで、近所や職場、学校などから、社会的に孤立することを指します。差別や偏見以外にも、好意で行う周囲の励ましが原因となることもあります。犯罪被害者などの人権を擁護するため、地域に広く啓発をすることが重要です。

犯罪の被害を受けた皆さんの相談窓口

この窓口は、相談内容から必要と思われる情報をお伝えし、ご希望に応じて別の専門窓口への橋渡しを行います。

ご相談はお電話またはFAXでお伝えいただくか、窓口へお越しください。

犯罪被害者等支援総合案内窓口

(市民相談センター内)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

ページ番号
1010091

大切なペットを 災害から守るために

環境課
(西庁舎1階)
☎0538-37-2702
FAX 0538-37-5565

ペットも大切な家族の一員です

災害時に備えて、飼い主は何を準備し、いざ災害が発生した時にペットとどのような行動をすべきでしょうか。

災害時に備えた事前の準備

- ・水とペットフード（最低5日分）
- ・ケージやキャリーバッグ
- ※日頃から入る訓練をしましょう
- ・トイレ用品



避難方法

- ① ペットと共に在宅避難
- ② ペットと共に避難所に避難
- ③ 飼い主は避難所に避難し、ペットは知人宅などの安全な場所に預ける

避難の方法は一つではありません。事前に家族で避難方法の確認をしておきましょう。

避難所で生活するために

ペットの飼い主
他の避難者もいるため、普段の生活以上に配慮する必要があります。ペットが周りに迷惑をかけるためにも、日頃からしつけをしましょう。
・ペットを飼っていない方
避難所では、さまざまなペットが同行避難をすることがあります。助け合いが必要になりますので、ご理解をお願いします。

この他にも準備物や避難方法などがあります。詳しくは環境省または静岡県ホームページをご覧ください。
[ペットの防災対策ガイドライン](#)



▲環境省 HP



▲静岡県 HP